

令和 5 年度

## 第 5 回 高森町農業委員会 議事録

令和 5 年 8 月 2 2 日(火)、高森町役場において農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 1 項の規定に基づき、別紙議案審議のため農業委員会を開催した。

### 1 出席委員

#### (1) 農業委員

- |         |                          |          |          |
|---------|--------------------------|----------|----------|
| 1 竹内 節男 | 2 城子 唯久                  | 3 松島 浩子  | 4 青山 高志  |
| 5 中塚 俊文 | 6 寺澤 悟                   | 7 丸山 宏充  | 8 木下 洋子  |
| 9 友谷 光  | 10 原 幸恵                  | 11 北村 隆洋 | 12 樋口 貞幸 |
| 13 林 清志 | 14 今川 実章 <sup>(議長)</sup> |          |          |

#### (2) 農地利用最適化推進委員

- |          |          |          |         |
|----------|----------|----------|---------|
| 15 木村 直志 | 16 片桐 文雄 | 17 唐沢 弘之 | 18 宮下 俊 |
| 19 寺沢 正敏 |          |          |         |

合計 19 名

### 2 欠席委員

### 3 職務のために出席した職員

農業委員会

事務局長：野沢

事務局：下原

営農支援センター

所長：上沼

### 4 会議への附議事項

議案第 18 号) 農地法第 18 条第 6 項の通知(報告案件)

議案第 19 号) 農地法第 3 条の許可申請 (審議)

議案第 20 号) 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請 (審議)

議案第 21 号) 農地法第 5 条第 1 項の許可申請 (審議)

議案第 22 号) 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請 (審議)

議案第 23 号) 改正前の経営基盤法第 18 条の農用地利用集積計画 (8 月分) (審議)

## 5 議事内容

議 長 ただ今から第5回高森町農業委員会総会を開催します。  
よろしくをお願いします。

時に午後15時20分

議 長 本日の議事録署名委員ですが、1番及び2番をお願いします。

事務局 本日は初回になりますので若干事務局から内容の説明をし、そののちに担当の委員の皆様からの説明・審議に移らせていただきます。  
また、議事録の署名をお二人ずつ順番にお願いしていますので、議事録確認の際にはご署名をお願いします。  
では審議事項の説明に入ります。今月は6つの議案があります。  
まず議案第18号、農地法第18条第6項の通知、報告案件ですが、こちらは農地の貸し借りを解約するものとなります。基本的には報告案件ですので確認のみとなります。ご意見等あれば、会長の進行に沿いまして、ご意見いただければと思います。  
では会長、お願いします。

議 長 それでは、議案第18号、農地法第18条第6項の報告案件です。議案番号1ですが、こちらは別の方に耕作してもらうためということで解約となり、のちに出てきます、経営基盤法第18条の農地利用集積計画の5番、6番の案件になりますが、農地中間管理機構が譲り受け、N農園が借り受けるということになっています。この件で何かご質問ありますか。

(質問なし)

無ければ次に進めます。

では次に議案第19号、農地法第3条の許可申請ということで、議案番号1番を、17番説明をお願いします。

事務局 すみません。  
このようにして進んでいきます。  
今は報告案件でしたが、この後は審議となります。担当の農業委員さんにご説明いただいたのちにご意見等をお伺いして、その後に会長のご発声で可否をとらせていただきます。可否は挙手で行います。ここでの挙手権は農業委員になりますので、推進委員には行く末を見守っていただくかたちとなります。  
次の議案第19号農地法第3条の許可申請ですが、こちらは農地を農地としてどなたかに譲る手続きとなります。3条で多いのは所有権の移転です。その他

には、農地の貸し借りができます。

ではこの後、議案第 19 号の 1 番を 17 番委員にご説明いただき、会長の進行にそってご意見をお伺いして可否をとりますのでよろしくお願いします。

17 番 はい。では農地法第 3 条の許可申請ということで説明します。場所は資料 19-1 に地図があります。申請地は焼肉屋から天竜川方向に踏切を渡ってすぐを左に曲がり、150m ほど行った辺りです。申請理由は譲受人 T さんが柿のハウスの集約のため譲渡人の O さんから農地を買い受けるというものです。所有権の移転の申請です。次に確認事項について説明します。申請書の内容、確約書の添付について確認済、譲受人 T さんの農業経営の状況は農地法第 3 条の規定を満たしていることを確認いたしました。経営農地の中に遊休農地もありません。T さんの経営面積は今回の申請地を合わせると 46,000 m<sup>2</sup>です。また、現地を確認しましたが、周辺の農作物には影響はないと思われまますし、農業の計画にも影響はないと考えます。最後に土地の対価につきましては坪 4,000 円です。以上、ご審議をお願いします。

議 長 ただ今の案件について、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

私からよろしいですか。

T さんは法人と個人がありますが、この使い分けはどのようになっていますか。個人で購入するか、法人で購入するか、ですが。

事務局 確認したところでは個人で購入とのことでした。

議 長 わかりました。  
その他ご意見等ありますか。

無いようですので決をとります。議案第 19 号の 1 を可とされる方、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員一致で可とします。

続きまして議案第 20 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、まず事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。こちらは農地の転用の申請となります。4 条はご自身の農地を別の用途に使われる、というケースになります。

議 長 はい、では 14 番が説明します。

14 番 申請者は下市田の K さんです。申請地は下市田で面積 67 m<sup>2</sup>、目的は駐車場と

なります。場所は資料 20-1 です。こちらは下市田 1 区の積善会館から北に 50m ほど入った、ほとんど住宅地の中の、昔自分の畑だったものを駐車場にするということです。この土地ですが、次の農地法第 5 条の 1 番に出てきますが、S さんに宅地として譲り渡すことで申請が出ていまして、その一部を自分が経営しているアパートの駐車場に使用するという事です。資料に車 4 台ほど入る図があります。土地を平らにし、発生する雨水等は側溝に流すということ、駐車場ということで付近の農地の通風等は影響がないということによろしいかと思えます。

議 長 この件についてご質問等ございますでしょうか。  
無いようでしたら決をとりたいと思えます。  
議案第 20 号の 1 番を可とされる方、挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員一致で可とします。

続きまして議案番号第 21 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請ということで、事務局ご説明をお願いします。

事務局 他人の農地で転用事業者が事業を行う内容となっています。  
議案番号 3 番につきましては事務局で資料と合わせて説明させていただきます。また、議案第 22 号農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請ですが、関連するので合わせて説明させていただきます。こちらは転用許可されたけれども、事業を実行していなくてその後に許可された内容を変更して別の事業を行うというものとなります。この申請に伴って新しい方の転用申請が出てくるため、今回は議案第 21 号の議案番号 2 番と、議案第 22 号の議案番号 1 番が関連し、審議の際はこの二つの案件を合わせて決をとる形になりますのでよろしくをお願いします。  
今回の場合、先に説明させていただきますと、議案第 22 号の 1 番では従前に I 社が社員住宅として転用の許可をとっていましたが、その事業は行わなくなったため新しく F さんがその事業を引き継いで住宅を建てる、という申請です。I 社が計画を変更するというのが議案第 22 号の 1 番の手続き、その後の F さんが家を建てるというのが議案第 21 号の 2 番の議案の内容となっております。関連するということで備考欄にも記載してあります。  
それでは 5 条の審議、お願いします。

議 長 はい。それでは議案第 21 号議案番号 1 番について 14 番説明します。

14 番 譲受人は下市田のアパートに入居中の S さん、譲渡人は下市田の K さんで、土地については下市田の畑ということで、駐車場で使う部分を除いたところが、S さんがこのたび譲り受ける面積となります。申請理由ですが、現在近くのアパートに暮らしていますが、家族が増えて手狭になったということで申請地に

住宅を新築したい、ということです。資料の 21-1 の赤塗りの部分が今回購入するところになります。資料の後ろのほうのページは建てる家の仕様等になっていまして、2 階建てで農地の半分ほどに住宅を建て、空き地に車 2 台が置けるほどのスペースを設けるとということです。南側に農地がありますが、道路を挟んで 6m ほどの距離があるということで、農地に与える影響等は特に問題ないと思います。雨排水につきましては、屋根の部分は一旦集め、近くに流れています農業用水の排水の方に流すということで、下市田 1 区の自治会で説明があり確認がとれています。その他の土地で発生する雨水は地下浸透という形になります。上下水道は町のものを使用すると聞いています。購入単価は坪当たり 65,000 円と伺っています。家を建てる資金は農協から借り入れをすると伺っています。以上、ご審議をお願いします。

議 長 　ただ今の件について、ご意見、ご質問等ございますか。

事務局 　よろしいですか。

皆様に見ていただく基準ですが、基本的には転用を行った場合に、周辺の農業にどのような影響があるか、ということを目ざして見ていただければと思います。土砂の流出や日照通風、生活排水の問題がない状況の説明を受けて、図面や場所等を確認いただきたいと思います。また農地の種別もありまして、転用できる土地、できない土地があったりします。申請の受付時に判断させていただきますので、基本的には転用許可し得る土地が議案として挙がってくるのですが、受付時の見落としが無いとは言えませんし、検討が必要な場合も出てきますので、先ほどの観点と合わせて見ていただければと思います。それでもなお補足が必要ということでしたら、事務局でも付け足させていただきますのでよろしくをお願いします。

議 長 　ありがとうございます。  
その他にございますか。

5 番 　生活雑排水は？

14 番 　公共下水に入れます。

議 長 　それでは議案第 21 号の 1 番について、可とされる方は挙手をお願いします。  
（全員挙手）  
全員一致で可とします。

それでは続いて議案第 21 号 2 番を、関連の議案番号 22 号 1 番と合わせて、8 番をお願いします。

8 番 　はい。

21-2の地図をご覧ください。申請地は上県道の居酒屋より100mほど天竜川方面へ下り、北へ50mほど行った、もと工芸屋さんの道具部屋の隣の所です。譲受人はFさん、譲渡人はI社社長F氏で親子関係です。申請地は吉田、面積397㎡です。譲受人の転用理由は、現在実家暮らしであるが手狭になってきたことから申請地に住宅を新築したい。転用目的は住宅、生活排水処理方法は公共下水道へ接続する、雨排水処理は地下浸透処理とし、オーバーフロー分は道路側溝へ放流。坪単価は25,000円です。隣接農地所有者Mさん、Fさんの許可は得ています。現地を確認しましたが、周辺農地などの日照通風等の影響はないと判断いたしました。ご審議をお願いします。

もう一件、計画変更申請も関連しますので続けます。

当初計画事業が未着手のまま今日に至っているため、承継者のFさんが申請地を住宅敷地として譲り受け、住宅を新築するため計画変更しました。当初社員住宅を建てる予定だったのですが、様々な事情から建てられることなく現在に至ったそうです。ご審議をお願いします。

議長 はい。ありがとうございます。  
議案書の備考ですが、関連議案それぞれ、「22-1」「21-2」になるかと思しますので、修正をお願いします。

事務局 すみませんでした。

議長 ではこの案件についてご意見、ご質問等ございますか。

5番 親子関係ですが、坪単価が発生するというのはどういうことでしょうか。

議長 会社の土地だから、ということでしょうか。事務局どうでしょうか。

事務局 推測ではありますが、親子関係とはいっても、会社の土地ということもありまして、法人への支払い金額として個人にあたる息子さんがお支払いをする、ということだと思います。

議長 よろしいですか。

5番 はい。

議長 そのほかご質問等ございますか。  
無いようですので決をとります。  
議案第21号の2番と議案第22号の1番につきまして可とされる方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)

全員一致で可とします。ありがとうございました。

続きまして議案番号3番について6番お願いします。

- 6 番 はい。譲渡人は山吹のSさんで、ぶどう畑になります。譲受人はSさんが自ら立ち上げた合同会社S社です。面積は452㎡のうちの4.95㎡です。これは転用対象が支柱面積部分にあたるということです。21-3の地図をご覧ください。場所は山吹中集会所から北側に上った辺りになります。資料がたくさんありますが見ていただくと、ぶどう畑はビニールの屋根を作って栽培していますが、そのビニールの雨よけの部分に太陽光パネルを乗せて太陽光発電を行う、シェアリング施設というかたちのものになります。日照通風の影響ですが、日照についてはビニールを覆う率とほぼ同じ程度の大きさの太陽光発電を乗せていくということで、直接日照に係る影響はないと考えます。周りの農地に係る日照通風の影響ですが、南側はSさん本人の農地で東側は梨畑、北側は道路で、パネルの高さは梨畑と同じくらいですので影響はありません。雨水は地下浸透です。地域への説明を農振除外の申請時に行い、了承いただいています。対価は坪当たり33円です。以上ですが、珍しいケースですので、事務局からお願いします。

議 長 資料も準備していただいておりますので、事務局お願いします。

事務局 はい。これはソーラーシェアリング、いわゆる営農型太陽光発電設備です。農地に支柱を建てて、営農を行いながらその上部で太陽光発電設備を設置して売電事業等を行う設備となります。農業とセットになっていまして、飯田市では数件このケースがありますが、高森では初めてです。皆さんが普段見かける太陽光施設は下で何か作物を栽培されていることはなくて、パネルをびっしりと付けて下が日陰のようにになっているものかと思いますがこのソーラーシェアリング、営農型太陽光発電というものはパネル間をある程度あけて下に陽が入るようにし、下で何か作物を作る、というものです。この場合は転用許可が必要にはなるのですが、「一時転用」となりまして、期間限定の転用となります。なおかつ営農型につきましては、転用する面積がパネルを設置する農地の面積ではなく支柱の基礎部分、これを算出して一時転用の許可をするというかたちになっていますので、今回452㎡のうちの4.95㎡ということで、4.95㎡が太陽光の足場となる面積で、その面積の転用許可をとるという内容となっています。

その際のチェック事項ですが、資料にも書いてあるとおり、一時転用の許可にあたり、次の事項をチェック、ということで一時転用期間が一定の期間内になっているか、とあります。今回は10年、となっています。10年設定できるものは限られていまして、資料にまとめて書かれていますが、まず認定農業者かどうか、荒廃農地を活用するために営農型太陽光発電を設置するかどうか、第2種農地あるいは3種農地を活用するかどうか、で期間が10年設定できます。

実はこの農地は第1種農地ということで、過去に構造改善が入っていますので、農地の種別ですと一番優良な農地ということになります。今回1種農地でこの事業ができるのか、ということですが1種農地は原則農地転用行えない農地です。しかしその中で例外規定というものがいくつかあり、一時転用の許可になるものは1種農地でも転用事業が行える、というかたちになっていますので、今回の営農型太陽光発電設備につきましては1種農地ではありますが、例外規定の中の事業ということで可能となります。また、通常転用の際は農地転用の手続きと、その前段階で転用事業するための農振除外が必要となりますが、農振除外する際もいくつか例外がありまして、例えば農地としては使わないけれども農業用施設を建てたい、という場合は農振を除外する手続きは不要です。それと同じで今回の営農型太陽光発電設備も下が農地で農業を行いますので、一時転用とはいえ転用事業を行うのですが、農振除外の手続きは不要となります。ですので、農地の手続きとしては（このケースは除外がなく）いきなり（5条の申請が）出てきたかたちです。10年に関しては今回申請者が認定農業者の認定を受けていますので、10年の一時転用の許可が行えるということになります。それから下部農地での営農の適切な継続が確実か、といったところでこの辺りは書類での説明を求めてご提出いただく中でご判断いただくしかないところがありますが、その下での営農が確実に行えるかどうか、パネルを設置したことによりその下の農作物が著しい劣化が起り得るかどうか、または収量が著しく落ち込んでしまわないか、そういったことを見ていただきながら審査していただくかたちになります。今回はぶどうの雨よけの代わりにパネルを設置すると伺っています。その下で行う作物はクイーンルージュの幼木を栽培していて、その幼木の雨よけの代わりに太陽光パネルを設置するという計画です。県内でぶどうの上に太陽光パネルを設置するという今回のような営農型の案件が実は1件しかなくて、南箕輪で昨年許可になっているようです。その案件もまだ幼木の様で、太陽光パネルを設置したことによる影響がどの程度か、というところがまだ試験中のようなところがあり、データの的にはまだ確立されていません。営農型の許可につきましては農業委員会にお諮りすると同時に県の農業会議という組織に意見を聞いた後でなければならず、この案件も許可になり得る案件かを事前に確認していて、現在も進行中です。今のところ不足している書類があるわけでもなく、試験的な部分も考慮していただいております。こういった案件が必ずしも悪いケースではないというお話をいただいております。

次に農水省の通知（資料）を見ていただきたいと思います。先ほどの営農型施設につきましては営農の適切な計画が確保されなければならないことから一時転用の許可の対象とする、ということが書かれています。また、農地転用の許可権者、ここで言いますと「高森町」になりますが、高森町が許可をするにあたって農業委員会の皆様に意見を聞いていることが要件となります。ここで確認していただくのは通常の農地転用での周辺の家への影響と合わせて、パネルを設置することによっての影響があるか、ないかです。許可となれば条件をつけてください、とありますので、条件を付けての許可となります。この条件の中には年に1回、農作物の生産等に支障を来してないかというような報告書

を求めることになっていきますので、そこで提出された報告等を当会でも確認していただきながら、一時転用を行った件について確認をしていただければと思います。現在はまだ幼木であるため、試験的な意味合いも含めての今回の申請をいただいているというところです。

また今回は4条ではなく5条で出てきていますので、個人の取り扱いについてというところで通知が出ています。自分の土地で自分が経営する会社が行うということですが、農地法上は他者になるので、他人の土地で何かをするのであれば（資料に）書いてある通り「契約」が必要になるということですが、今回は行う事業が農地で行う事業である、ということでもあり、農地法第3条の許可が必要、という内容になっています。ですので、この場でご審議いただき、農業委員会のご意見をいただいたのちに県の農業会議に改めてご意見をお伺いし、そこで「許可相当」となれば町は許可をする準備に入りますが、来月の審議の際に農地法第3条で貸し借りの申請が許可されたら、その許可と合わせて今回の案件の許可をさせていただきたいと思いますので、ご承知いただければと思います。ですので、今日この場で可としたことで許可となるわけではなく、県の農業会議に意見をお聞きした後、来月農地法第3条の申請が通れば、今回の農地転用が許可となっていく、という段取りになります。

事務局長 施設自体の説明をさせていただきます。

営農型太陽光発電施設は一時転用だということ、そして一時転用はやる方によって認められる年限が異なるということです。今回の場合は10年間ということで新しく認められてきた事業のタイプです。最終的に新しい法人が農地を借りて行うので、まずはこの農地を違う事業に充てるための第5条の許可申請をしながら、許可が下りることになればきちんと農地を借りられます、という許可をまた来月提出させていただくこととなります。この本来の5条の許可にあたっては10年後どうする、またこの10年間どういう状態で守ってください、という条件をつけることになっていきますので、一定の収量が確保されているとか、最低限営農が確保されているとか、もちろん他の5条と同じように、周辺の営農に悪影響を及ぼさないですとか、最終的に10年経った時に営農を継続しない場合には撤去してください、というようなことが条件として謳われています。それがこの（農水省の）通知に書かれていることです。作るものの概要を少し説明させていただきます。公図をご覧くださいますと、十字路から右下に広がっていく農地で計画しているということです。この図面ですと南側は通常のぶどう、申請地の箇所ですとぶどうの屋根に対して太陽光を設置するという細く見えている部分が苗を植える通りで、この上に雨よけハウスを付け、さらにその上にパネルが乗るということです。通常の（図面の）この部分が全部太陽光発電、いわゆる40何kwとかそういうものではないです。図面で見ますと80cmの雨よけハウス、通路は2m20cm位の間隔をとってこの通りを作っていく、この結果、約24kwの発電ができるという計画で図面を出されています。いわゆる屋根のような地上設置型の太陽光パネルの下で何かを作るというのではなく、畝間の間隔をとって横からの採光ができることで、通常の

ビニールの雨よけハウスと同じような採光ができるという計画とお聞きしています。1 m80 cmくらいの高さの屋根を掛けていくというかたちですので、通常あるものと同じようなもの、ただ材質は少ししっかりしたもので、その上に太陽光パネルが乗っている、という計画でいただいたということだと思います。本日の審議にあたっての判断としましては、先ほどの条件が付くというのはもちろんですが、周辺の農地に影響がない、そしてこれ自体が営農として成立する、という見込みをご検討いただいて、ご判断いただくということになるかと思います。今の図面と、今までお聞きしている計画の中で、(皆さんから)ご質問等あればお答えさせていただきたいと思います。  
補足は以上です。

議 長 はい。ありがとうございました。

今ご説明ありましたが、確認事項等ございますか。

11 番 お聞きしますが、採光はできたとしても雨よけとしてはどうなのでしょう。吹き込んできた場合は。

事務局長 すみません、こちら素人ですので、9番に伺いますがいかがですか？

9 番 ぶどうの主枝の60 cm～80 cmに雨がかからなければ腐らないので雨よけを付けるのですが、温度が上がりすぎることなどが課題になっています。

事務局長 主枝が伸ばしていった横から結果枝を出しますね、その部分に雨よけ代わりにパネルがかかっているという状態です。枝が全部かからなくてもいい、ということだと思います。

議 長 よろしいですか。

11 番 はい、わかりました。

議 長 その他に何かございますか。

2 番 Sさんは以前もB社という会社で太陽光発電をやって、設置するとき各地域から質問や苦情があった経過があります。今回は1種農地を転用するための隠れ蓑にするという懸念があります。  
また、横の倉庫は農地転用されているのですか。

事務局 公図を見ていただきたいのですが、倉庫の部分は宅地となっています。宅地ですので特に倉庫がそこにあること自体は問題ないかと思います。また、ご心配いただいた件ですが、これまでも町内で太陽光発電等を行っていましたが、今回は個人として持続可能な農業を検討の中でシェアリングをしたいと2年ぐら

い前から言われていまして、この2年くらいの間にも国も推進する方向となって制度も緩和されてきているようになっていっています。確かに懸念されるようなこともありまして、ご相談いただいていたのですが、なかなか事業が進まなかったところに今回計画をいただいたところです。ご心配されることもあります、今後農地パトロール等で、きちんと営農が行われているか、その施設が適切かどうかの確認が必要であり、高森でも一件目の事例で、より人の目が集まると思いますので、農業委員会としても注視していきたいところです。よろしくお願いいたします。

2 番 変電設備の農地転用は出ていますか。

事務局 今回の転用は支柱面積の転用となっています。引き込み先はもしかすると隣の倉庫に設備が設置されているかも知れません。図面等からは変電装置は確認できませんので、おそらく倉庫に引き込むのではないかと考えられます。

6 番 倉庫の屋根にすでにパネルが載っています（ので、倉庫の変電設備に引き込む予定と思われます）。

事務局 そうですね。

2 番 10年経ったらこれは撤去するのですか。

事務局 一時転用ですので再許可が可能になります。10年後にはまた同じ申請をいただいて再許可のための申請をしていただきます。その時の農地法がどうなっているかは分かりませんが、それが認められればまた10年の許可となります。

2 番 問題があればその時に許可は出さない、ということもあるのですね。

事務局 「不許可」ということになりますね。

2 番 質問ですが、定期的なパトロールは農業委員会が行うのですか。

事務局 はい。(資料の)「その他」にあります、「農業委員会は農地パトロール等の際に営農型発電施設に係る農地について定期的に農地の生育状況等を確認し、営農の適切な継続が確保されていないと判断される場合には、必要な指導助言を行うとともに、農地転用許可権者に報告する。」とあります。農業委員会の業務として少なくとも1回は転用後のパトロールということで、転用許可をとった内容の通りに事業が進んでいるかを確認します。通常の転用でしたらその事業が完了していればそれで終わりですが、一時転用かつ営農型発電設備の場合は、継続的に農業委員会が確認するようになっていっていますので、少なくとも年1回は確認する機会がありますし、先ほど申し上げた通り、必然的に人目が集まる施

設にはなるかと思しますので、そういった意味でも確認される場所にはなってくると思います。

議長 ありがとうございます。  
先ほどあった申請の中に「年1回の報告を設置者の方から出す」ということで、クイーンルージュが3本で10年間にどれくらいの収量があったかの報告をいただく中で、年1回のパトロールで問題があるようなら見に行く、というかたちをとるといふことになりますか。

事務局 そうですね。

議長 その他何かありますか。

いろいろご意見いただきましたが、まず本日は5条の1項による許可申請の可否をとり、次回3条の許可について再度審議することとします。  
よろしいでしょうか。

はい、では議案第21号議案番号3について可とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員一致で可とします。ありがとうございます。

それでは続きまして議案第23号改正前の経営基盤法第18条利用集積計画8月分について、事務局をお願いします。

事務局 はい。こちらはいわゆる利用権と言われるものになりますが、農地の貸し借りが主となります。例外的に年に何件か農業開発公社というところが農地の売買事業を行っており、売買をする際にもこの経営基盤法第18条農地利用集積計画を使う場合がありますが、ここで扱われる案件はほぼ農地の貸し借りです。今回は(議案書の)備考欄にありますように、「農地中間管理事業」ということで、通常の相対の貸し借りではなく、農地中間管理機構という長野県農業開発公社を介した契約となっています。どちらかというところこちらが主流になりつつあり、令和7年度以降は農地法第3条の許可が農地中間管理機構での農地の貸し借りしかできなくなるかたちになります。当町では今のところ利用権と農地中間管理事業が並行して進んでいる状況です。農地中間管理事業は間に農業開発公社が入るのですが、どういうことかといいますと、所有者が農業開発公社に農地を貸します、農業開発公社は耕作者に農地を貸します、といった転貸するかたちになります。そうすることでもし耕作者が耕作できなくなった時に中間管理機構が別の耕作者を探すお手伝いをするというような、双方にメリットがある契約になります。議案としては所有者が公社に貸す議案、そして公社が耕作者に貸す議案、ということで同じ農地に対して二つの議案が並んでいます

のでご確認ください。所有者が公社に農地を貸すときには農地中間管理事業の「集積」という言い方をし、中間管理機構が耕作者に農地を貸すときには「配分」という言い方をしますので、備考欄に括弧書きであります。それぞれ筆に集積と配分の議案があることをご確認ください。

こちらは通常、一件ごとの説明は行わず、最初の解約の報告案件と同様にご確認いただきますが、何かご意見がありましたら出していただければと思います。

議長 ありがとうございます。

一つ一つ読み上げませんので、全体確認していただいて議案番号1から6について何か確認事項等ありましたらお願いします。

それでは議案第23号について可とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員一致で可とします。ありがとうございました。

時に午後4時40分

高森町農業委員会議長 今川 実章

高森町農業委員会会長 今川 実章

議事録署名委員

高森町農業委員 1番 竹内 節男

議事録署名委員

高森町農業委員 2番 城子 唯久